

○みなかみ町墓地条例施行規則

平成 27 年 3 月 27 日

みなかみ町有墓地条例施行規則(平成 17 年規則第 71 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みなかみ町墓地条例(平成 27 年条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定による墓地の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、墓地使用許可申請書(様式第 1 号)及び墓地使用誓約書(様式第 2 号)に世帯全員の住民票の写し及び戸籍謄本を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第 3 条 町長は、申請者に対して墓地の使用を許可したときは、墓地使用許可証(様式第 3 号)を交付する。

(使用許可証の内容変更届出)

第 4 条 墓地の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、墓地使用者住所・氏名変更届(様式第 4 号)に墓地使用許可証及び変更の内容を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、許可証の記載事項を変更して交付するものとする。

(使用許可証の再交付)

第 5 条 使用者は、使用許可証を亡失又は汚損したときは、墓地使用許可証再交付申請書(様式第 5 号)に本人確認ができる書類を添えて町長に提出し、墓地使用許可証の再交付を受けなければならない。

(永代使用料の納入)

第 6 条 条例第 8 条に規定する墓地の永代使用料の納入は、使用許可の際に一括納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、分割納入することができる。

(永代使用料分割納入の申請)

第 7 条 前条の規定により、永代使用料の分割納入を認められたときは、墓地永代使用料分割納入申請書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

(永代使用料の分割納入等)

第 8 条 永代使用料の分割納入期間は、町長の許可を得た日から起算して 3 月以内とする。

2 永代使用料の分割納入期間が経過しても永代使用料の納入が完了しないときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 永代使用料の分割納入の適用を受けた者は、永代使用料の納入完了後でなければ、当該墓地の使用開始及び工事を施工してはならない。

(永代使用料及び墓地管理料の納入手続)

第9条 町長は、条例第8条に規定する永代使用料及び条例第9条に規定する墓地管理料を口座振替又は納入通知書による納付の方法により徴収する。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の納入は、永代使用料にあつては、使用許可の際に、墓地管理料にあつては、納入告知後、町長が指定する期日までに納入しなければならない。

(永代使用料及び墓地管理料の減免)

第10条 条例第10条の規定により、永代使用料又は墓地管理料の減額又は免除を受けようとする者は、墓地永代使用料及び墓地管理料減免申請書(様式第7号)に、町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請について承認したときは、墓地永代使用料及び墓地管理料減免決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(使用希望者及び使用区画の決定)

第11条 墓地の使用希望者が多数にわたる場合、墓地の使用者及び使用区画の決定は、抽選によってこれを行うものとする。

(埋葬等の手続)

第12条 使用者が、埋葬、改葬及び墓碑等の設置並びに改修をしようとする場合は、あらかじめ埋葬・改葬・墓碑等設置届出書(様式第9号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(使用墓地の区画明示)

第13条 使用者は、使用墓地の区画を明らかにするために、当該区画に囲障を設けなければならない。

2 囲障その他の物件の設置を行う場合は、隣接使用者と協議し、これを行うものとする。

(帳簿の整備)

第14条 町長は、次に掲げる事項を記載した帳簿を整備し、管理しなければならない。

(1) 使用者等の住所氏名

(2) 死亡者の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日の事項及び埋葬、埋蔵又は収蔵の年月日(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名、死児の性別及び分べん年月日)改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

(3) その他必要事項

(使用権継承手続)

第15条 条例第11条第1項の規定により使用権の継承を受けようとする者は、墓地使用権継承届(様式第10号)及び墓地使用権継承誓約書(様式第11号)に前使用者の墓地使用許可証及び継承の原因を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出を受理したときは、第3条の墓地使用許可書を交付するものとする。

(返還手続)

第 16 条 条例第 13 条の規定により使用墓地を返還しようとする者は、墓地返還届(様式第 12 号)に墓地使用許可証を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用者の管理義務)

第 17 条 使用者は、常に使用場所の清浄と尊厳維持に努め、天災、盗難、事故等により墓碑等が倒壊、亡失又は破損したときは、速やかに修復その他必要な措置をとらなければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、みなかみ町有墓地条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

墓地使用許可申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

本 籍

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

次のとおり墓地を使用したいので、申請いたします。なお、この申請に伴い、私が住民基本台帳に登録されていること及び私の世帯全員に町税等の滞納がないことについて調査することに同意します。

記

区 画 番 号	第 号	墓地
面 積		平方メートル
永 代 使 用 料		円
墓 地 管 理 料	年	円

※添付書類 住民票の写し(世帯全員) 1部
戸籍謄本(全部証明) 1部

様式第2号(第2条関係) (平31規則7・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

墓地使用誓約書

墓地の場所 新潟県利根郡みなかみ町湯原字若栗991番地外

種類 例 号 墓地 平方メートル

上記墓地の使用については、みなかみ町墓管理条例及びみなかみ町墓地管理条例(附)規則を遵守し、使用許可後に墓地の変更を申し立てないことを誓約いたします。

年 月 日

みなかみ町長 機

墓地使用者 本 筆

住 所

氏 名

電話番号

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

墓地使用許可証

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付で申請のあった墓地の使用について、次のとおり許可します。

区 画 番 号	第 号	墓地
面 積		平方メートル
永 代 使 用 料		円
墓 地 管 理 料	年	円
本 籍		
住 所		
氏 名		

※この許可証は、他人に譲渡又は貸与することができない。

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

墓地使用者住所・氏名変更届

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり変更したのでお届けいたします。

区 画 番 号	第 号	墓地
面 積	平方メートル	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
使 用 者	本 籍	
	住 所	
	ふりがな 氏 名	
添 付 書 類	1 墓地使用許可証(原本) 2 変更の内容を証明する書類(住民票又は戸籍抄本等)	

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

墓地使用許可証再交付申請書

年 月 日

みなみ町長 様

本 籍

住 所

氏 名

電話番号

次の事由により、墓地使用許可証の再交付を受けたいので申請いたします。

区 画 番 号	第 号	墓 地
面 積		平方メートル
事 由		

※添付書類 申請者の本人確認ができる書類 1部

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

墓地永代使用料分割納入申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

本 籍

住 所

氏 名

電話番号

次の事由により、墓地の永代使用料を分割納入したく申請いたします。

区 画 番 号	第 号 墓地		
面 積	平方メートル		
分 割 納 入	第1回	円	年 月 日までに納入
	第2回	円	年 月 日までに納入
	第3回	円	年 月 日までに納入
事 由			

様式第7号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

墓地永代使用料及び墓地管理料減免申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

木 籍

作 所

ふりがな

氏 名

電話番号

次の事由により、永代使用料・墓地管理料の減免を申請いたします。

記

区 画 番 号	第 号	墓地
面 積		平方メートル
永代使用料		円
墓地管理料	年	円
永代使用料減免額		円 (%)
墓地管理料減免額	年	円 (%)
減 免 率 由		

※添付書類 町長が必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

墓地永代使用料及び墓地管理料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長 印

年 月 日付で申請のあった墓地永代使用料及び墓地管理料減免又は免除について、次のとおり決定したので通知します。

永代使用料		円
墓地管理料	年	円
永代使用料減免額		円 (%)
墓地管理料減免額	年	円 (%)
減免決定又は不決定の理由		
備考		

※この通知書は、町長の許可なくして他人に貸与又は譲渡することができない。

様式第9号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)

※該当する箇所を○で囲んでください。

埋葬・改葬・墓碑等設置届出書

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり届け出ます。

記

※該当する番号を○で囲んでください。

1. 埋葬等年月日 年 月 日

※添付書類 埋葬・火葬・改葬許可書

2. 改葬年月日 年 月 日

※添付書類 改葬許可証

3. 墓碑等設置(設置・改修)年月日 年 月 日

ア 墓碑の高さ メートル

イ 形象櫃の高さ メートル

ウ 壘塚の高さ メートル

エ 植樹の高さ メートル

オ 樹木名

カ その他

※添付書類 図面等

様式第 10 号(第 15 条関係)

様式第 10 号 (第 15 条関係)

墓地使用権継承届

年 月 日

みなかみ町長 様

木 籍

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

次のとおり墓地の使用を継承したいので届出いたします。

区 画 番 号	第 号	墓地
面 積	平方メートル	
前 使 用 者	住 所	
	氏 名	
継 承 理 由		
添 付 書 類	・前使用者の墓地使用許可証 ・継承の原因を証明する書類 ・継承人の住民票（世帯全員）の写し・戸籍謄本（全部証明）	

様式第 11 号(第 15 条関係) (平 31 規則 7・一部改正)

様式第 11 号(第 15 条関係)

墓地使用権継承誓約書

継承墓地の場所 群馬県利根郡みなかみ町湯原字岩栗 9 9 1 番地外
種類 第 号 墓地 平方メートル

この度、 が ため、上記墓地使用権の継承につきましては、
継承者関係者で話し合った結果、私、 に決定しましたことに相違ありません。
今後、この継承に関し異議が生じても、墓地管理者であるみなかみ町に一切の責任と差支を
かけないことを約束いたします。

また、継承者である私 は、上記継承墓地の使用については、みなかみ町墓地
管理条例及びみなかみ町墓地管理条例施行規則を遵守し、継承許可後に墓地の変更を申し立てな
いことを誓約いたします。

平成 年 月 日

みなかみ町長 様

墓地使用権継承者 公 籍

住 所

氏 名

電話番号

様式第 12 号(第 16 条関係)

様式第 12 号 (第 16 条関係)

墓地返還届

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり墓地を返還したいので届出いたします。

区 画 番 号	第 号 墓地
面 積	平方メートル
返 還 予 定 年 月 日	年 月 日
返 還 理 由	
添 付 書 類	墓地使用許可証 (原本)
復 旧 状 況 の 確 認	